

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計
	千円	千円	千円
平成9年度	129,986,560	1,989,197	131,975,757
10	138,826,098	2,090,545	140,916,643
11	140,711,843	2,194,335	142,906,178
12	130,258,299	2,355,561	132,613,860
13	128,316,446	2,427,797	130,744,242
源泉所得税	45,716,961	2,098,571	47,815,533
申告所得税	4,748,984	152,308	4,901,292
法人税	25,367,070	38,726	25,405,796
消費税	45,076,123	102,941	45,179,063
その他諸税	7,407,308	35,250	7,442,558
還付金合計	128,316,446	2,427,797	130,744,242

調査期間
用語の説明

平成13年4月1日から平成14年3月31日

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。
- 2 「消費税」とは、消費税と消費税及地方消費税の合計額である。

(注) 還付加算金を含む